

# 財団法人秋田学術振興財団寄附行為

## 第 1 章 総 則

(名称)

**第 1 条** この法人は、財団法人秋田学術振興財団という。

(事務所)

**第 2 条** この法人は、事務所を秋田県秋田市新屋大川町 12 番 3 号に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

**第 3 条** この法人は、秋田地域の美術・デザインを中心とする学術研究の振興等を図り、もって地域の学術、教育、文化、産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第 4 条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の発展を図るための美術・デザインの学術研究を促進するための事業
- (2) 美術・デザインの教育及び研究の地域間交流並びに産業間交流を促進するための事業
- (3) 美術・デザインの高専機関の国際交流を促進するための事業
- (4) 生涯学習の振興を図るための事業
- (5) 美術・デザインの高専機関の厚生支援事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

**第 5 条** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄 附 金 品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛 助 会 費
- (6) その他の収入

(資産の種別)

**第 6 条** 資産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定されて寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

**第7条** 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得て、かつ、秋田県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

**第8条** 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

**第9条** この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

**第10条** この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

**第11条** この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 年度開始前に予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで前年度の予算を執行するものとする。

3 前項の規定により予算を執行した場合における収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。

4 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

**第12条** この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了3月以内に、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

(借入金)

**第13条** この法人が、借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を得て、かつ、秋田県知事の承認を得なければならない。

## 第3章 役員

(種別及び選任)

**第14条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 理 事 長 1名
  - (3) 専務理事 1名
  - (4) 理 事 (会長、理事長及び専務理事を含む。) 7名以上 10名以内
  - (5) 監 事 2名以上 3名以内
- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
  - 3 会長、理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
  - 4 理事のうちには、理事のいずれか 1人及びその親族その他特殊関係のある者の合計数が、理事の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

**第15条** 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して、この法人の日常の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

**第16条** 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

**第17条** 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において4分の3以上の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめ文書により通知するとともに、解任の決議を行う理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

**第 18 条** 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第 4 章 理 事 会

(構成)

**第 19 条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第 20 条** 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

**第 21 条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに、理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

**第 22 条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

**第 23 条** 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

**第 24 条** 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

**第 25 条** やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

**第 26 条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名 (書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議 決 事 項

- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事。
- 2 議事録には、出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第 5 章 評 議 員 会

(設置)

**第 27 条** この法人に、評議員会を置く。

(構成及び選任)

**第 28 条** 評議員会は、評議員 10 名以上 15 名以内をもって構成する。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係のある者の合計数が、評議員の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(任期及び解任)

**第 29 条** 評議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 第 16 条第 2 項及び第 3 項、第 17 条並びに第 18 条の規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(審議事項)

**第 30 条** 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

- 2 理事長は、次の事項を評議員会に諮問しなければならない。
  - (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
  - (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
  - (3) 基本財産の処分に関する事。
  - (4) その他理事会で必要と認めた事。

(招集)

**第 31 条** 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(会議の運営)

**第 32 条** 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

- 2 第 23 条から第 26 条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中

「理事会」とあるのは「評議員会」と「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 賛助会員

(賛助会員)

**第 33 条** この法人の目的に賛助する者は、賛助会員になることができる。

- 2 賛助会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 賛助会員が、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。
- 4 賛助会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の 4 分の 3 以上の議決によりこれを除名することができる。
  - (1) 会費を 1 年以上納入しないとき。
  - (2) この法人の寄附行為に違反したとき。
  - (3) この法人の名誉をき損し、又はその設立趣旨に反する行為をしたとき。
- 5 前項の規定により賛助会員を除名しようとするときは、その賛助会員にあらかじめ文書により通知するとともに、除名の決議を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(賛助会費)

**第 34 条** 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員と認められた者は、1 か月以内に賛助会費を納入しなければならない。
- 3 納入された賛助会費は、いかなる場合でも返還しないものとする。

## 第 7 章 事務局

(設置)

**第 35 条** この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

**第 36 条** この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれの理事及び評議員の 4 分の 3 以上の同意を得、秋田県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

**第 37 条** この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において 4 分の 3 以上の同意を得、秋田県知事の許可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、秋田県知事の許可を得て、地方公共団体又は、この法人と類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

(委任)

**第 38 条** この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

#### 附 則

1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。

2 この法人の設立当初の会計年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 8 年 3 月 31 日までとする。

3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 11 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の評議員は、第 28 条第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。

#### 附 則

1 平成 16 年 3 月 30 日付、教総 - 4362 により、「秋田県教育委員会」を「秋田県知事」に更正する。

(平成 16 年 4 月 1 日)